厚生労働省
群馬労働局

Press Release

厚　生　労　働　省
群 馬 労 働 局 発 表
令 和 ４ 年 ３ 月 ４ 日

【照会先】
群馬労働局労働基準部労災補償課
課　　長　　吉 澤　伸 彦
労災管理調整官　　島 田　千 尋
（電話）　　027-896-4738

報道関係者各位

建設アスベスト給付金制度が創設されました

～ 一定の要件を満たす場合には、給付金等が支給されます。 ～

令和３年６月９日の通常国会で「建設アスベスト給付金法」（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）が成立し、令和４年１月１９日から厚生労働省において給付金等の受付が開始されました。

◆ 趣旨

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸引することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図る。

◆ 概要（詳細は、添付資料１を参照）

①添付資料１の期間ごとに、表に記載されている石綿にさらされる建設業務に従事することにより、②石綿関連疾病にかかった③労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）に対して、病態区分等に応じて550万円から1300万円支給するもの。

◇ **相談窓口（労災保険相談ダイヤル）：　０５７０－００６０３１**

＊　月曜日～金曜日　８：３０ ～ １７：１５（祝日・年末年始はお休みします）
＊　ご利用の際は、通話料がかかります。
＊　ＩＰ電話など、一部の電話からはご利用になれません。

◇ **給付金等の請求先　：　厚生労働省労働基準局労災管理課**
建設アスベスト給付金担当

◆ **建設アスベスト給付金制度関連　リーフレット等　（厚生労働省ホームページ）**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html

昭和47年10月１日～平成16年９月30日の間に建設現場で石綿にばく露し、石綿関連の疾病を発症された労働者、一人親方やそのご遺族の皆様へ

資料　1

～建設アスベスト給付金制度が創設されました～
一定の要件を満たす場合には、給付金等が支給されます。

給付金制度のしくみ

給付金制度のしくみは、以下のとおりです。

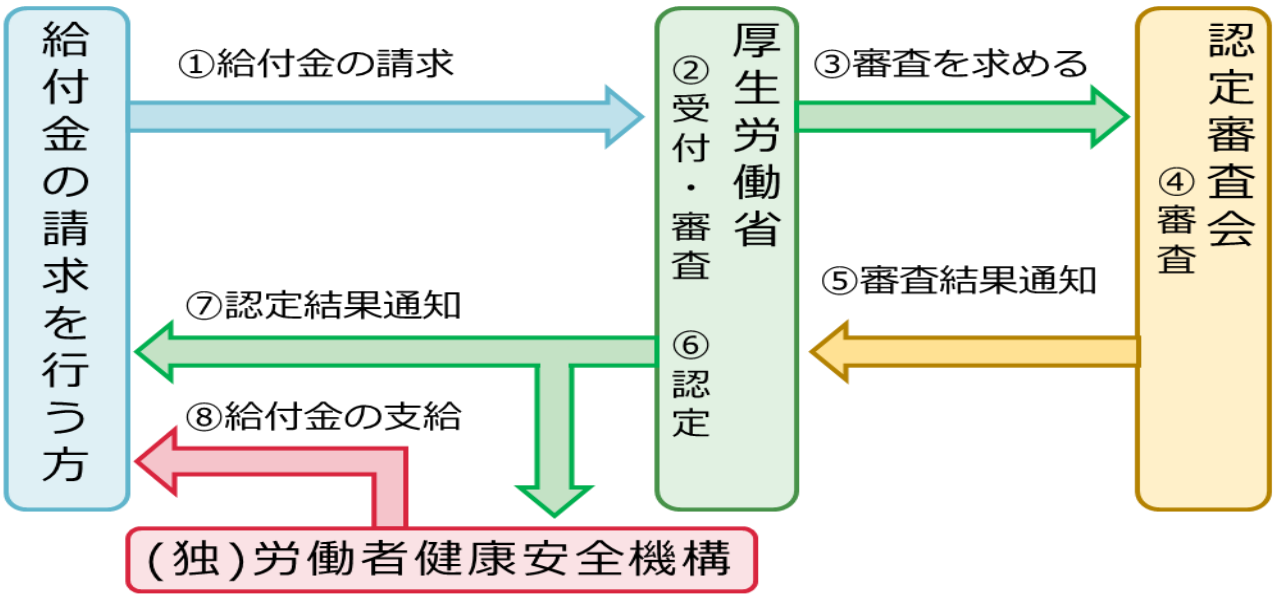

※「① 給付金の請求」に関し、厚生労働省から請求者の方にご連絡し、不足書類や追加資料の提出をお願いをする場合があります。

※認定・不認定の結果については、書面でご連絡します。

給付金及び追加給付金（給付金等）の対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

①次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、

②石綿関連疾病にかかった

③労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

※　表の期間及び業務は、最高裁判決を踏まえ定められたものです。

※　石綿関連疾病：

（１）中皮腫　（２）肺がん

（３）著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

（４）石綿肺（じん肺管理区分が管理２～４）　（５）良性石綿胸水

※　ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）からの請求が可能です。

給付金等の主な内容

給付金の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査を行います。
厚生労働大臣は、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じ、以下の給付金を支給します。

1	石綿肺管理２でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理２でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理３でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理３でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理４、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記１及び３により死亡した者	1,200万円
7	上記２、４及び５により死亡した者	1,300万円

※　給付金を支給された後、症状が悪化した方には、請求に基づき、追加給付金（表における区分の差額分）を支給します。
※　石綿にさらされる建設業務に従事した期間が一定の期間未満の方、肺がんの方で喫煙の習慣があった方については、それぞれ給付金等の額が１割減額されます。

給付金等の請求手続き

給付金の請求に必要な書類をそろえ、以下の宛先まで**簡易書留やレターパックなど**、配達状況や到着の確認ができる方法で郵送してください。
詳細は厚生労働省HPやパンフレット「建設アスベスト給付金制度の概要」、「建設アスベスト給付金請求の手引き」を参照してください。

〒１００－８９１６
東京都千代田区霞が関１-２-２　中央合同庁舎第５号館
厚生労働省労働基準局労災管理課
建設アスベスト給付金担当 あて

（厚労省HP）

なお、労災保険の支給決定等を受けた後であれば、給付金等の認定審査を迅速に行うことができる場合がありますので、給付金等の請求に先んじて労災保険給付の請求をご検討ください。

労災支給決定等情報提供サービスをご活用ください

給付金の請求手続きの利便性の向上を図るため、**「石綿関連疾病に関する労災保険給付の支給決定」**や**「石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定」**をすでに受けた方や、そのご遺族に対し、これらの支給決定情報について情報提供サービスを実施します。

- ✓ このサービスを利用していただくと、給付金の請求書記載への利用や添付書類の一部を省略することができます。
- ✓ 情報提供サービスは無料でご利用いただけます。

給付金等の請求期限

給付金等については、①石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は②石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（③石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求していただく必要があります。

相談窓口（労災保険相談ダイヤル）

相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

０５７０－００６０３１

※月曜日～金曜日８:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）
※ご利用の際は、通話料がかかります。
　ＩＰ電話など、一部の電話からはご利用になれません。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律 概要

資料 2

第１　趣旨

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等（※）において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定める

※最高裁判所平成30年（受）第1451号、第1452号令和3年5月17日第一小法廷判決
最高裁判所平成31年（受）第495号令和3年5月17日第一小法廷判決
大阪高等裁判所平成28年（ネ）第987号平成30年8月31日第四民事部判決

第２　対象者（特定石綿被害建設業務労働者等）

石綿にさらされる建設業務【表1】に従事することにより、石綿関連疾病（※）にかかった労働者又は一人親方等

【表1】

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る業務

※石綿関連疾病：中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺（じん肺管理区分が管理２～４）及び良性石綿胸水

第３　給付金の支給等

① 給付金の支給
国は、特定石綿被害建設業務労働者等又はその遺族に対し、【表2】の額の給付金を支給

【表2】

1	石綿肺管理２でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理２でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理３でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理３でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理４、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記１及び３により死亡した者	1,200万円
7	上記２、４及び５により死亡した者	1,300万円

② 権利の認定等
厚生労働大臣は、請求に基づき、給付金の支給を受ける権利を認定

- ✔ 短期ばく露、喫煙の習慣を有した者（肺がんにかかったものに限る）に係る減額
- ✔ 請求期限：医師の診断時・管理区分の決定時／死亡時から20年
- ✔ 差押禁止、非課税

③ 追加給付金の支給
症状が悪化した者に対し、追加給付金（【表2】における区分の差額分）を支給

④ 認定審査会
厚生労働大臣は「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」の審査の結果に基づき認定

第４　基金の設置等

独立行政法人労働者健康安全機構に、支払に要する費用に充てるために「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、給付金等の支払等の業務を行わせる

〇施行期日：公布後1年内で政令で定める日（基金等については、令和4年3月31日までの間で政令で定める日）
〇検討条項：国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方

資料　3

建設アスベスト訴訟の経緯等について

（1）経緯

○　アスベストにばく露した**元建設労働者等・その遺族が**、石綿肺、肺がん、中皮腫等の**健康被害に係る慰謝料等を求めて、**労働安全衛生関係法令に基づく**国の規制権限の不行使に関する国家賠償請求訴訟を提起**（H20～）　※最高裁判決時点（R3.5.17）で、原告総数1,248名（**労働者等数969名**）

（2）判決等の内容・・・国側敗訴の最高裁判決

○　6つの高裁判決において、国側敗訴。**最高裁に上告受理申立て。**

○　令和2年12月14日、東京1陣高裁判決について、国の上告受理申立ての不受理を最高裁が決定。令和3年1月28日に京都1陣高裁判決、2月22日に大阪1陣高裁判決についても、国の上告受理申立ての不受理を最高裁が決定。⇒ 一部の原告を除き、国の責任を一部認めた各高裁判決が確定。

※あわせて、京都1陣においてメーカー8社の責任、大阪1陣においてメーカー7社の責任も確定。

○　**令和3年5月17日、最高裁判決**

⇒　屋内建設作業者について、国の違法期間を昭和50年～平成16年と判断するとともに、一人親方等について国の責任を認めた（屋外作業従事者に係る国の責任は否定）。　※このほか、確定した高裁判決により、吹付け工について、国の違法期間が昭和47年～昭和50年とされた。

（3）与党PTにおいて救済スキームを含めた今後の対応について検討 ～ 議員立法の成立

○　令和2年12月14日の東京1陣最高裁決定を受け、同年12月23日、**与党の仲介により、厚生労働大臣が原告の方々と面会し、お詫び（与党同席）**。大臣から、与党とも相談しながら、原告との協議を進めるといった意向が示された。こうした状況を踏まえ、**「与党建設アスベスト対策プロジェクトチーム」（座長：野田毅（自）議員、座長代理：江田康幸（公）議員）が設置**され、「建設アスベスト訴訟全国連絡会」からヒアリング等を行いながら、関係省庁（厚労省、経産省、国交省）の同席のもと、早期解決に向け、検討が進められた。

（第1回（2月18日）　議題：建設アスベスト訴訟に係る経緯等について　　第2回（3月3日）　議題：「建設アスベスト訴訟全国連絡会」よりヒアリング
第3回（4月6日）　議題：建設アスベスト対策について（検討状況等）　　第4回（5月14日）　議題1：アスベスト含有建材調査についての報告及び建材メーカーからのヒアリング、議題2：「建設アスベスト訴訟の早期解決について」（骨子案））

○　**令和3年5月17日**、最高裁判決を受け直ちに与党PT（第5回）が開催され、①**係属訴訟の統一的な和解**、②**未提訴の被害者に対する救済スキーム**等を盛り込んだ**「建設アスベスト訴訟の早期解決に向けて」（与党PT）が取りまとめられた。**

○　**同月18日**、**与党議員の同席のもと、総理が建設アスベスト訴訟原告団・弁護団等と面会**。

○　総理面会後、与党PT取りまとめや最高裁判決を踏まえ、**与党議員の立会いのもと**、被告（国）と建設アスベスト訴訟原告団、建設アスベスト訴訟全国弁護団会議及び建設アスベスト訴訟全国連絡会は、**同月18日に建設アスベスト訴訟の和解に関する基本合意書を締結**した。

○　**「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」（令和3年法律第74号）**が、**同年6月9日に第204通常国会において可決・成立し、同月16日に公布。**

（4）建材メーカーの対応の在り方

○　与党PT取りまとめ（令和3年5月17日）において、最高裁判決や確定した高裁判決は、建材メーカーの責任を明示していることから、建材メーカーや業界等の動きを踏まえつつ、**引き続き、与党PTにおいて、建材メーカーの対応の在り方について、検討**することとされている。